

福井県よろず支援拠点 令和7年度コーディネーター公募要領（業務委託）

公益財団法人ふくい産業支援センター（以下「センター」という。）では、令和7年度中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（福井県よろず支援拠点事業）の実施に当たり、県内中小企業者等からの経営相談などに対応する専門家（専門分野コーディネーター）を以下の通り募集します。

1. 募集内容

本契約は業務委託契約とする。

募集人数 若干名

自身の専門分野に関する相談案件に対し、課題解決の実現に向けて継続的に相談対応を行う。
また、専門性をアピールするためミニセミナー企画・講師等を行う。

2. 専門分野コーディネーターの業務内容（業務委託内容）

- ①自身の専門分野に関する相談案件に対し、相談者の相談ニーズを把握したうえで、課題解決の実現に向けて継続的に相談対応を行う。
- ②相談対応時に助言等をした結果について、相談者の対応状況を適時把握して課題解決の有無を確認するとともに、相談者がなお課題を抱えている状況にある場合は、追加の助言や情報提供を行うなどフォローに努め、課題解決の実現につなげる。
- ③自身の専門分野等に関するミニセミナーを企画し、講師を担当する（開催回数・内容は要相談）。
- ④よろず支援拠点の事業運営に必要なミーティング等について来所やオンラインで参加する。
- ⑤自身が担当した相談記録・課題の解決について相談カルテシステムに入力を行う。
- ⑥その他、前記①～⑤の実施にかかる付帯業務およびセンターが必要と認める業務を行う。

3. 契約条件等

項目	内容
(1) 謝金	・専門分野コーディネーター 27,000円（税抜）/1日 原則1日または半日（4時間以上）の勤務に対し謝金を支払う。 ※報酬の計算期間は、毎月末日までの期間とし、原則翌月21日に支給。
(2) 旅費	センター規定に準じて支給する。 ※通勤手当は原則支給しない。
(3) 業務委託期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
(4) 業務日	週1日程度勤務できることが望ましい。 ※勤務日数・勤務日は事務局との調整により決定。
(5) 業務時間	当拠点の運営時間（8：30～17：15）を基本とする。
(6) 業務場所	・本部（福井県産業情報センタービル内（坂井市）） ・福井県内サテライトオフィス（アクアトム（敦賀市）） ・その他、福井県内の金融機関各支店、商工会、商工会議所等 相談者の会社・事務所、在宅（オンラインなど）

(7) 契約形態	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託契約とする。(社会保険の加入はなし。) ・ただし、勤務中の事故等の対応のため傷害保険には事務局において付保。
(8) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託にあたり、別途業務委託契約を締結する。 ・令和7年度の契約については、中小企業庁の令和7年度予算により実施するものであり、令和7年度予算が成立し、近畿経済産業局から当センターが中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（よろず支援拠点事業）の実施機関として、該当事業を受託することを前提とする。

4. 応募資格（条件等）

- (1) コミュニケーション能力に優れ、福井県内の中小企業者等への支援に熱意があり、相談者のニーズを的確に把握し、親身に対応できる方
- (2) 以下のいずれかの専門分野について専門的能力を有し、相談者に対し迅速に対応し、課題解決に向けて適切な助言等ができる方
 - (経営全般) 事業計画策定、マーケティング、補助金等申請、現場改善、生産性向上
 - (商品開発) 新商品・新サービス開発、デザイン開発・見直し、地域資源活用
 - (販路開拓) 販路提案、市場調査、海外展開、広報戦略
 - (IT分野) IT導入・活用、Web制作、SNS活用、SEO対策、DX推進
 - (雇用労務) 雇用・労務管理、従業員育成、人手不足、働き方改革、最低賃金引き上げ対応
 - (財務対策) インボイス制度、税務事務、資金繰り、財務分析
 - (法律関連) 法律対応、各種契約関連対応
 - (その他) 事業承継、創業者支援、事業連携 等
- (3) 公用車等を運転して福井県内の相談対応場所に訪問し、業務遂行ができること
- (4) パソコンによる文書等の作成 (Excel、Word、PowerPoint)、インターネットやメール等により業務遂行ができること
- (5) オンライン (Teams、ZOOM 等) を利用して相談対応・打合せ・セミナー等が実施できること

5. 応募にあたっての注意事項

- (1) 応募及び選考にかかる費用は、自己負担となります。
- (2) コーディネーターとして採用された場合、プロフィール情報をホームページなどで公表します。
- (3) 本事業による支援によって得られた成果は、原則として支援を受けた中小企業・小規模事業者に帰属します。
- (4) コーディネーターは本事業により知り得た中小企業・小規模事業者の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益に利用してはなりません。委託契約満了後も同様とします。
- (5) コーディネーターが次に項目のいずれかに該当するときは、採用を取り消すことができるものとし、取り消した場合には、氏名、取消理由などを公表する場合があります。
 - ①本事業の目的または内容から逸脱した行為を行ったと認められる場合
 - ②申請内容に虚偽があることが判明した場合
 - ③センターに虚偽の報告をしたことが判明した場合

- ④法令などに違反する行為を行った場合
- ⑤社会的信用を失墜する行為があった場合
- ⑥心身に著しい障害があることが判明し、コーディネーターとしての業務に耐えられないと認められる場合
- ⑦その他、本事業のコーディネーターとして不適格と認める場合

6. 応募要領

(1) 応募方法

- ①募集期限 令和7年2月7日(金) 17時必着
- ②提出書類
 - ・応募申請書(様式1)・・・1部(氏名のみ自署してください※印不要)
 - ・職務経歴書(様式2)・・・1部
 - ・資格を有することを証する書類の写し(様式なし)※履歴書に記載する資格についてご提出ください。

福井県よろず支援拠点のホームページからダウンロード可能

▼福井県よろず支援拠点のホームページ

<https://yorozu-fukui.go.jp/>

(2) 選考方法・スケジュール等

1次審査(書面審査)及び2次審査(面接審査)により決定します。

※面接場所、方法などは改めてご連絡します。

- ①書類審査 書類選考は届き次第実施します。
- ②面接審査 書類選考通過者へ都度実施します。
- ③結果連絡 令和7年3月中旬頃メールにて通知予定。

※採用可否の理由に関する問い合わせについては回答いたしませんのでご了承ください。

7. その他

- ・提出書類は返却しない旨ご了承の上ご送付ください。ただし、機密保持には十分配慮します。
- ・委託決定または従事契約後も、本事業の目的や内容から逸脱した行為、応募書類に虚偽がある場合、社会的信用を失墜する行為などを行った場合は委託契約を取り消す場合があります。
- ・適格請求書発行事業者であることが望ましい。

8. 書類提出先・問合せ先

公益財団法人ふくい産業支援センター

(福井県よろず支援拠点コーディネーター公募担当)

住所：〒910-0296 福井県坂井市丸岡町熊堂 3-7-1-16 福井県産業情報センター3階

電話：0776-67-7402 メール：yorozu@fisc.jp

以上